

清算法人の会計に対する税務上の問題

10/9（木） 港税務署法人担当に電話

- ・特に規定もない。営業活動が出来ないが、税務署の対応は同じ。
個別の案件があれば検討するが、通常のやり方で問題ない。
- ・期末、清算終了時には通常どうりの税務申告でよい。
ただし、清算時の財産の課税などは別途チェックを行う。
- ・清算時の従業員の解雇の特別の退職金などは認められる（役員はダメ）

結論：清算法人の業務に記載どうりに通常業務を行えば問題ないと理解。

清算終了までの資産の処理については精査される可能性はある。